

# 適合証明業務手数料規程

頁 No.1 / 6

SR03-13

2003年9月30日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター適合証明業務規程」(以下、「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人 日本建築センター(以下、「財団」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。(に)  
なお、適合証明業務に係る各手数料には、消費税を含むものとする。(へ) (り)

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(い) (は)

(1) 適合証明住宅 (は)

適合証明書を取得する住宅をいう。

(2) 登録マンション

事業者が独立行政法人住宅金融支援機構(以下、「機構」という。)への登録を行い、団地単位で適合証明書を取得する共同住宅をいう。(ろ)

(3) 優良住宅

適合証明住宅のうち、機構の優良住宅取得支援制度(フラット 35S)の基準(ZEH<sup>\*</sup>、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性又は耐久・可変性)が適用される住宅をいう。(ろ) (は) (ち) (を)  
(※ZEH: ネット・ゼロ・エネルギーハウスの略)

(設計検査の申請手数料)

第3条 設計検査の申請に係る手数料は、1申請につき、表1-1の(イ)欄に掲げる区分に応じ、(ロ)欄、(ハ)欄及び(ニ)欄に掲げる額の合計額とする。また、省エネルギー性でフラット 35S(ZEH)を取得する場合は、表1-2の(イ)欄に掲げる区分に応じ、(ロ)欄に掲げる額を加算する。ただし、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「建築基準法」という。)第6条の2第1項の確認又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下、「品確法」という。)施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号。)第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下、「設計住宅性能評価」という。)を行わない場合は、当該手数料に2を乗じた額とする。(い) (は) (ち) (を)

表1-1 (へ) (ち) (り) (る) (を)

種別	住戸数(戸)	手数料(円)			
		(ロ)	(ハ)	(ニ)	
				耐震性、 バリアフリー性、 耐久性・可変性	省エネルギー性 ZEH
一戸建ての住宅		66,000			33,000
共同住宅等	20 以下	88,000	22,000	55,000	77,000
	21 以上 100 以下	99,000	M×880	S×2,200	H×3,080
	101 以上 500 以下	165,000	M×660	S×1,430	H×2,640
	501 以上	220,000	M×660	S×1,320	(別途見積)

# 適合証明業務手数料規程

頁 No.2/6

SR03-13

2003年9月30日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

- ・この表において、M は適合証明住宅の申請住戸数を表すものとする。
- ・この表において、S は適合証明住宅のうち優良住宅の申請住戸数を表すものとする。
- ・この表において（ロ）欄に適用する（イ）欄の住戸数及び H は以下を表すものとする。  
住戸単位で基準の適否を判断する場合 ⇒ 申請住戸数  
住戸部分の合計で基準の適否を判断する場合 ⇒ 全住戸数

注 1) 耐震性を選択する場合は、表 1-1 で算出した額に 110,000 円を加算する。

注 2) 省エネルギー性で、非住宅部分が有る場合は、別途見積りとする。

注 3) 以下の書類の提出により優良住宅の基準が確認できる場合は、(二) 欄は加算しない。

- ・低炭素住宅等であることを証する書類
- ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類
- ・札幌版次世代住宅認定証又は札幌版次世代住宅工事適合証明書
- ・長期優良住宅であることを証する書類
- ・BELS 評価書

注 4) フラット 35S(ZEH)の審査において、財団に建設住宅性能評価の申請が行われており、住戸部分の審査が効率的に実施できると財団が認めた場合は、(二) 欄のうち省エネルギー性の額は 5 分の 1 を乗じた額とする。

注 5) 財団に以下の申請が行われており、審査が効率的に実施できると財団が認めた場合は、(二) 欄のうち省エネルギー性の額は 2 分の 1 を乗じた額とする。ただし、注 4) の場合を除く。

- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・長期使用構造等確認
- ・BELS 評価

注 6) 省エネルギー性の申請が、建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に基づく基準（仕様基準）で行われた場合で、審査が効率的に実施できると財団が認めた場合は、(二) 欄のうち省エネルギー性の額は 2 分の 1 を乗じた額とする。

表 1-2 (を)

共用部の床面積	手数料 (円)
(イ)	(ロ)
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	132,000
500 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	176,000
2,000 m <sup>2</sup> を超、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	275,000
5,000 m <sup>2</sup> を超、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	462,000
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積

(中間現場検査の申請手数料)

第 4 条 中間現場検査の申請に係る手数料は、1 申請につき、表 2-1 の (イ) 欄に掲げる区分に応じ、(ロ) 欄、(ハ) 欄及び (ニ) 欄に掲げる額の合計額とする。また、省エネルギー性でフラット 35S (ZEH) を取得する場合は、表 2-2 の (イ) 欄に掲げる区分に応じ、(ロ) 欄に掲げる額を加

# 適合証明業務手数料規程

頁 No.3/6

SR03-13

2003年9月30日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

算する。ただし、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第7条の4第1項の検査又は品確法施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下、「建設住宅性能評価」という。）を行わない場合は、当該手数料に2を乗じた額とする。（い）（は）（ち）（を）

表2-1（へ）（ち）（り）（を）

種別	住戸数（戸）	手数料（円）			
		（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
一戸建ての住宅		66,000			22,000
連続建ての 住宅、重ね 建ての住宅	20以下	99,000	22,000	27,500	55,000
	21以上100以下	121,000	M×1,100	S×1,100	H×1,650
	101以上500以下	143,000	M×1,100	S×880	H×1,320
	501以上	253,000	M×1,100	S×660	H×1,100
<ul style="list-style-type: none"> <li>この表において、Mは適合証明住宅の申請住戸数を表すものとする。</li> <li>この表において、Sは適合証明住宅のうち優良住宅の申請住戸数を表すものとする。</li> <li>この表において（ロ）欄に適用する（イ）欄の住戸数及びHは以下を表すものとする。 住戸単位で基準の適否を判断する場合 ⇒ 申請住戸数 住戸部分の合計で基準の適否を判断する場合 ⇒ 全住戸数</li> </ul>					
注1) 省エネルギー性で、非住宅部分が有る場合は、別途見積りとする。					

表2-2（を）

共用部の床面積	手数料（円）
（イ）	（ロ）
500㎡以内のもの	99,000
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	110,000
2,000㎡を超、5,000㎡以内のもの	165,000
5,000㎡を超、10,000㎡以内のもの	198,000
10,000㎡を超えるもの	別途見積

（竣工現場検査・適合証明の申請手数料）

第5条 竣工現場検査・適合証明の申請に係る手数料は、当該各号に掲げる額とする。（い）（は）

（1）財団が建設住宅性能評価を行わない場合（い）（は）（ち）

1申請につき、表3-1の（イ）欄に掲げる区分に応じ、（ロ）欄、（ハ）欄及び（ニ）欄に掲げる額の合計額とする。また、省エネルギー性でフラット 35S（ZEH）を取得する場合は、表3-2の（イ）欄に掲げる区分に応じ、（ロ）欄に掲げる額を加算する。ただし、財団が当該申

# 適合証明業務手数料規程

頁 No.4/6

SR03-13

2003年9月30日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

請に係る住宅の計画について建築基準法第7条の2第1項の検査を行わない場合は、当該手数料に2を乗じた額とする。(を)

表3-1 (へ) (ち) (り) (を)

種別	住戸数 (戸)	手数料 (円)			
		(ロ)	(ハ)	(ニ)	
(イ)					耐震性、 バリアフリー性、 耐久性・可変性
一戸建ての住宅		66,000			22,000
共同住宅等	20 以下	99,000	22,000	27,500	55,000
	21 以上 100 以下	121,000	M×1,100	S×1,100	H×1,650
	101 以上 500 以下	143,000	M×1,100	S×880	H×1,320
	501 以上	253,000	M×1,100	S×660	H×1,100
<ul style="list-style-type: none"> <li>この表において、M は適合証明住宅の申請住戸数を表すものとする。</li> <li>この表において、S は適合証明住宅のうち優良住宅の申請住戸数を表すものとする。</li> <li>この表において (イ) 欄の住戸数及び H は以下を表すものとする。 住戸単位で基準の適否を判断する場合 ⇒ 申請住戸数 住戸部分の合計で基準の適否を判断する場合 ⇒ 全住戸数</li> </ul>					
注 1) 省エネルギー性で、非住宅部分が有る場合は、別途見積りとする。					
注 2) 登録マンションに係るもの場合は、(ハ) 欄は加算しない。					

表3-2 (を)

共用部の床面積	手数料 (円)
(イ)	(ロ)
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	99,000
500 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	110,000
2,000 m <sup>2</sup> を超、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	165,000
5,000 m <sup>2</sup> を超、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	198,000
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積

(2) 財団が建設住宅性能評価を行う場合 (い) (は) (ち) (を)

1 申請につき、表3-1の(イ)欄に掲げる区分に応じ、(ロ)欄、(ハ)欄及び(ニ)欄に掲げる額の合計額とする。また、省エネルギー性でフラット 35S (ZEH) を取得する場合は、表3-2の(イ)欄に掲げる区分に応じ、(ロ)欄に掲げる額を加算する。ただし、建設住宅性能評価で優良住宅の基準を確認できる場合は、表3-1の(ニ)欄は加算しない。

(賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認の申請手数料)

# 適合証明業務手数料規程

頁 No.5/6

SR03-13

2003年9月30日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

第6条 工事計画確認の申請に係る手数料は、1申請につき、表4の(イ)欄に掲げる区分に応じ、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる額の合計額とする。(ち)

表4 (へ) (ち) (り) (を)

種別	住戸数(戸)	手数料(円)	
		(ロ)	(ハ)
(イ)		(ロ)	(ハ)
一戸建ての住宅		88,000	
共同住宅等	20以下	88,000	M×1,760
	21以上100以下	110,000	M×1,540
	101以上500以下	165,000	M×1,320
	501以上	220,000	M×1,100

この表において、Mは適合証明住宅の申請住戸数を表すものとする。  
※耐震補強工事において、評価方法基準を利用する場合は別途見積りを行うものとする。

(賃貸住宅リフォームに係る現場検査・適合証明の申請手数料)

第7条 現場検査・適合証明の申請に係る手数料は、1申請につき、表5の(イ)欄に掲げる区分に応じ、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる額の合計額とする。(ち)

表5 (へ) (ち) (り) (を)

種別	住戸数(戸)	手数料(円)	
		(ロ)	(ハ)
(イ)		(ロ)	(ハ)
一戸建ての住宅		66,000	
共同住宅等	20以下	99,000	M×1,320
	21以上100以下	110,000	M×1,100
	101以上500以下	143,000	M×880
	501以上	242,000	M×660

この表において、Mは適合証明住宅の申請住戸数を表すものとする。  
※耐震補強工事において、評価方法基準を利用する場合は別途見積りを行うものとする。

(遠隔地の場合の中間現場検査、竣工現場検査及び賃貸住宅リフォーム工事適合証明の申請手数料)

第8条 中間現場検査竣工現場検査及び賃貸住宅リフォーム工事適合証明の対象となる工事が検査を現に行う者の在勤地より50kmを超える場合は、第4条から前条までの手数料の額に、別に定める「一般財団法人日本建築センター住宅・環境審査業務出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。(い) (は) (に) (ほ) (と) (ち) (ぬ)

(適合証明業務に係る手数料を減額するための要件等) (ろ)

第9条 財団は設計検査、中間現場検査若しくは竣工現場検査・適合証明業務及び賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認若しくは工事適合証明を効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して当該手数料を減額することができる。(い) (は) (ほ) (と) (ち)

2 竣工現場検査・適合証明の申請において、過去に財団が適合証明書を交付した住宅の計画のうち、

# 適合証明業務手数料規程

頁 No.6/6

SR03-13

2003年9月30日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

別の住戸の申請にあつては、第5条の表3の(ロ)欄の額は2分の1を乗じた額とする。(は)(ち)  
3 機構が適合証明方式により融資を行う場合の適合証明業務に係る手数料については、別途見積とする。(ろ)(は)(を)

(適合証明業務に係る手数料の収納)

第10条 申請者は、適合証明業務手数料を銀行振込により納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。(い)(は)(ち)